

令和 7 年度

大阪府自動車小売業

最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時 00 分
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用 B 会議室）

1 開 会

2 議 事

- （１）部会長及び部会長代理の選出について
- （２）審議の進め方について
- （３）審議資料について
- （４）大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

大 阪 府 自 動 車 小 売 業
最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

令和7年8月1日任命

	氏 名	現 職	備 考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	岸本 佳浩	大阪天満法律事務所 弁護士	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授 法学部長	
労働者委員	仲谷 太佑	全国スバル販売労働組合 大阪スバル支部 副執行委員長	
	松島 知大	大阪トヨタ自動車労働組合 中央執行委員長	
	山田 晋	関西マツダ労働組合 執行委員長	
使用者委員	塩崎 邦生	大阪トヨペット株式会社 常務執行役員 管理本部長	
	馬場 佳生	株式会社関西マツダ 支援部 人事総務グループ グループ長	
	山形 正典	日産大阪販売株式会社 執行役員 管理本部副本部長兼人事部長	

(五十音順)

令和 7 年度大阪府自動車小売業最低賃金

専 門 部 会 資 料

資料	1	大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和 7 年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和 7 年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	6
資料	5	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	8
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	10
資料	7	令和 7 年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	11
資料	8	大阪府自動車小売業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	12
資料	9－1	令和 7 年度改正の必要性の有無に係る意見書（労働者側）	13
資料	9－2	令和 7 年度改正の必要性の有無に係る意見書（使用者側）	15
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	18
資料	11－1	令和 7 年春季賃上げ妥結状況（最終報）	20
資料	11－2	令和 7 年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	28

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和7年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和7年6月30日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表明 改正申出年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
改	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 牧野 光正	2, 023	1, 084 (53. 6 %)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣	18, 498	6, 619 (35. 8 %)	労働協約ケース
正	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	5, 640	3, 629 (64. 3 %)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	66, 669	26, 102 (39. 2 %)	労働協約ケース
決	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	30, 747	28, 734 (93. 5 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14, 263	6, 115 (42. 9 %)	労働協約ケース
定	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	16, 877	6, 436 (38. 1 %)	労働協約ケース

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2025 年 6 月 30 日

大阪労働局

局長 志村 幸久 様

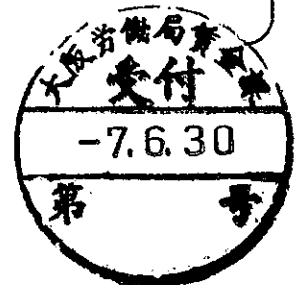
大阪府池田市満寿美町 13-16
自動車総連 大阪地方協議会
議 長 森 茂 喜

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

※ 申出者が 2 名以上の場合

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。



記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者

16,877 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

(例：電気)

イ 手作業による選別又は袋詰め業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務

以上 約 16,877 人

3. 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記 3 の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由 <労働協約ケースの場合>

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,436 人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	6,436 人
大阪府における自動車小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	16,877 人=38.1%>おおむね 3 分の 1 以上
労働協約上の賃金の最も低い額	=1,218 円/時間額
改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額	=1,114 円/時間額

6. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③その他申出に係る関係資料

注)

1. 改正申出に当たり基幹的労働者の範囲について変更を求める場合は、申出書の中でその旨及び内容を明らかにする必要がある。
2. 2(4)のイ、ロの適用除外業務は、仮の事例として挙げたものである。



令和3年9月24日

大阪労働局長
木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月6日付け大労発基 0706 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 993 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 3 年 12 月 1 日



大労発基 0714 第 2 号
令和 7 年 7 月 14 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
高橋 秀誠

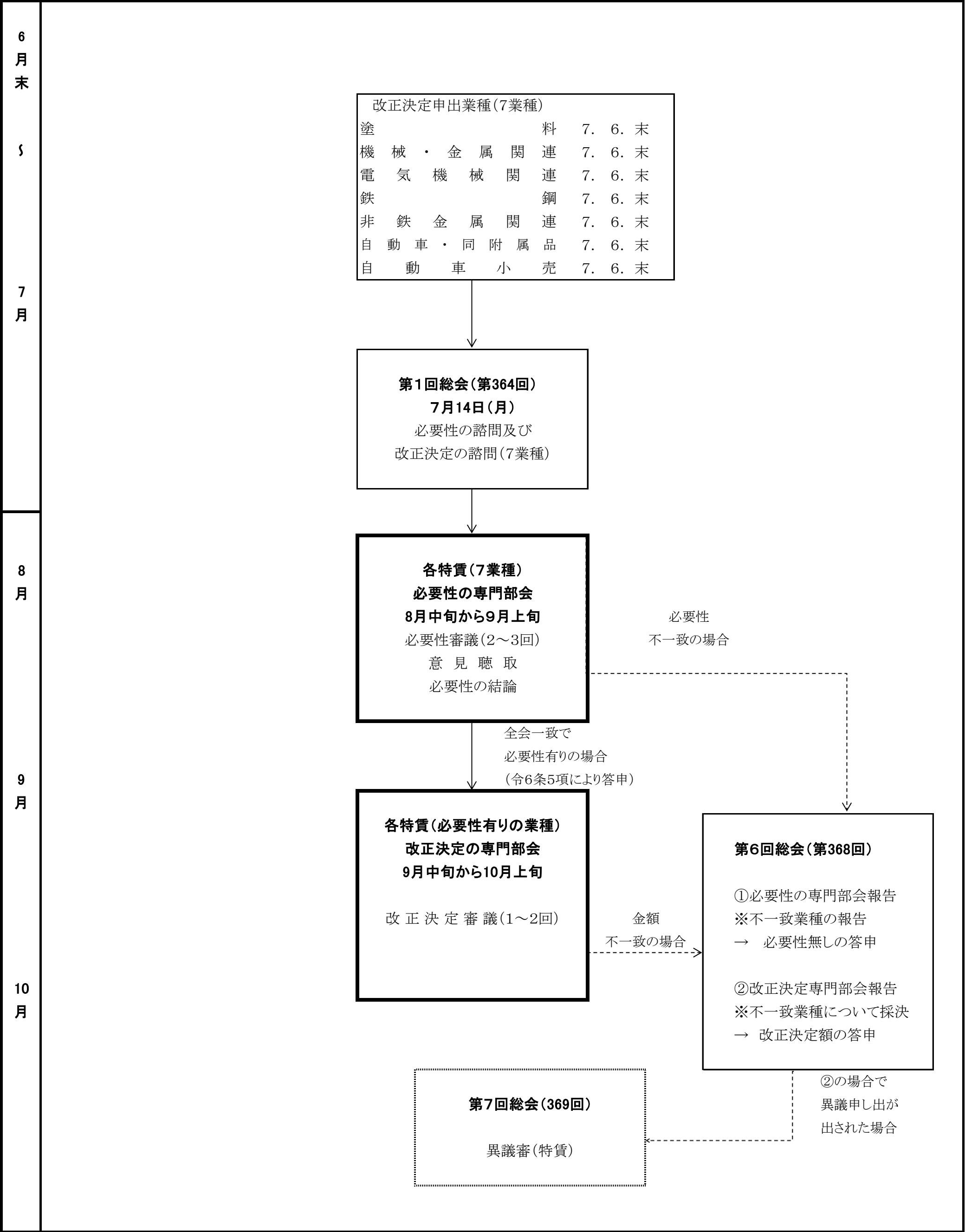
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和7年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



資料 8

自動車小売業の改正申出にかかる企業内
最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 993

事業所番号	対象人数 (人)	所定労働時間数 (時 間)	所定労働日数 (日)	令和 7 年 協 約 金 額		
				月 額 (円)	日 額 (円)	時間額 (円)
1	413	162.000	20.70	204,300	—	1,261
2	1,934	163.300	20.40	209,000	—	1,282
3	335	156.875	20.92	207,500	—	1,323
4	553	158.1	21.1	195,000	—	1,232
5	443	158.1	21.1	195,000	—	1,233
6	1,738	159.08	20.75	198,000	—	1,245
7	833	157.6	20.70	192,000	—	1,218
8	187	155.63	20.75	204,700	—	1,315
合計	6,436					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。
※ 労働組合が同一の事業場（協約内容が同じ）は、まとめて表記している

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大 阪 府 自 動 車 小 売 業	最低賃金
①・使 側		

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◆労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、および自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的发展を果たすべく、当該特定最低賃金の改正は『必要』です。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

◆自動車は、経済社会の基盤となる輸送手段を提供するのみならず、生活文化を形作る重要な要素となっている耐久消費財です。通勤や外出時の「足」として利用されているだけでなく、余暇においてはより充実した生活実現に「愛車」として活躍しています。個人で所有していなくてもバス・タクシー・配達車等の利用があり、自動車との関わりを持たない人や企業はほとんどなく、（一財）自動車検査登録情報協会の「都道府県別・車種別自動車保有台数（軽自動車を含む）」によると、大阪府は全国で5番目の保有台数3,849,709台（令和7年4月末現在、昨年より16,406台増）を擁する地域であり、自動車の販売と整備を生業とする自動車小売業が、大阪府における産業構造の中においても重要な位置を占めており、大阪府の経済と人々の生活を支えています。

◆自動車は耐久消費財の中では高額な商品です。販売取引行為に際して官公庁の検査や申請手続きが必要であることなど販売形態が特殊であることから、家電量販店やディスカウントストアのような販売店はなく、特に自動車の機能向上が著しい今日においては、販売員はお客様に説明すべき事項も多いうえ、溢れる情報の中からお客様に合った的確な情報の提供が求められています。また整備士もお客様に対して安心・安全を提供するための高度な技術と知識が求められています。自動車は取り扱いを誤ると人命に関わる商品であり、それを販売し性能を維持するメンテナンスを長きにわたり行っていく責任の重大性は他の小売業とは比べ物になりません。

◆このように自動車小売業は、豊富な知識や経験を持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能者の確保が必要であり、また高額商品を提供する観点からもお客様に安心感を持っていただくために正社員の比率は高い業態だと言えます。従って多くの正社員を雇用し続ける企業体力（経営実績・経営能力・支払能力）を持つことが必然となるのが自動車小売業であると言えます。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

◆大阪府労働環境課が府内労働組合の賃上げ状況をまとめた、令和7年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）の産別妥結状況によると、卸・小売業の妥結額【加重平均】は昨年の13,464円から12,842円（622円減・増減率▲4.6%）と昨年を下回りましたが、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結したことが全体平均を押し下げた結果、前年比マイナスとなったことが要因であり、全体の6割にあたる組合は前年よりプラス妥結していることから、同業種は概ね好調であると考えられます。

- ◆大阪労働局職業安定部職業安定課の新卒採用時賃金情報によると、大阪府の令和7年3月卒業者【高校】の所定内給与額【卸・小売業】の平均額は207,000円であり、時間額に換算すると(1ヵ月単位の変形労働時間制【31日・177.1時間】の労働時間で月額を除いた)1168.8円になります。なお大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出書において企業内最低賃金協定【18歳以上】の適用を受ける基幹的労働者の最下限額は1,218円となっています。また、自動車総連の2025年総合生活改善における企業内最低賃金協定の取り組みの結果として労使間で新規締結がなされていることから、使用者側も最低賃金の意義を十分に理解していることが伺えます。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ◆大阪市消費者物価総合指数(2025年7月速報)は、2020年を100として111.7(前年同月比3.1%増)、生鮮食品を除く総合指数は111.6(前年同月比3.2%増)、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は111.0(前年同月比3.4%増)となっており物価上昇局面が続いています。そして厚生労働省毎月勤労統計調査(2023年5月)によると実質賃金指数は現金給与総額【事業所規模5人以上】において前年比1.4%増に留まっており、生活はいまだ苦しい状況にあるといえます。

3. その他

- ◆自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ総合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約8%、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約17%、機械工業全体の約38%を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。日本の成長を支える自動車産業の永続的発展を果たすには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を目指し実現していくことで産業全体の底上げを図り、そこで働く「人」の意欲・活力を高める必要があります。こうしたことから産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金を引き上げて、産業に相応しい最低賃金水準の底上げを図っていかねばなりません。
- ◆組織化された労働者は対等な労使交渉で自らの労働条件決定に関与できますが、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの労働条件決定に関与することができないのが現状です。すべての労働者の賃金の底支えを図るためにも、最低賃金への取り組みを推進する必要があると考えますが、特に産業別最低賃金への取り組みは、労使間だけに留まらず公益側も加わり三位一体となった日本で唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、企業にとってより良い人材確保の観点からも、産業の健全な発展のためにも重要な制度です。産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する産業別最低賃金の約割は、最低限の生活を保証するセーフティネットの意味合いを持つ地域別最低賃金とは大きく性格が異なっています。数年来続いている地域別最低賃金との金額差の議論ではなく、産業の永続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要であると考えます。

○ 記述責任者

氏 名： 自動車総連 大阪地方協議会 山田 晋
記述年月日： 令和 7 年 7 月 26 日

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売り業・整備業 最低賃金
労・ <u>使</u> 側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。
改正の必要性はなし
政府主導による地域最賃の上げが続き、今年も昨年並みもしくはそれを上回る予想が出ており、今後も全国平均 1,500 円を目指すという動きがある中、特定最賃を議論する必要性は感じられない。
- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。
 - ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕
2024 年度の全国自動車販売台数は 457 万台で前年比 101.0%という実績であるが、コロナウィルスが発生した 2020 年度の 465 万台にすら戻せていない状況である。（自販連統計データ）
また 2024 年度の自動車整備業の休業・解散件数は 382 件と過去最高を更新、倒産に至った 63 件を含めると過去最多となる 445 件が自動車整備の現場から消滅している。主な要因は人件費の高騰、整備士不足等によるものである。（帝国データバンク発表）
 - ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕
CND（全トヨタ販売労連）の 2025 春の取り組み（2025 年 6 月 20 日時点）のベア獲得額は 10,580 円、引上げ率は 4.1%であり物価上昇率を上回っている。
 - ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕
2025 年度の過年度物価上昇率は 2%台後半、2026 年度の予想は 1%台後半。
（日本銀行 2025 年 7 月発表）
昨年大阪府最低賃金は過去最高額で引上げ率は 4.7%。今年の予想は昨年同水準以上となりそうであり、いずれも物価上昇率を上回っている。
- 3 その他
業界の状況を考えると、地域最賃の動きについていくのも大変な状況であり、地域最賃を上回る特定最賃は必要ない。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 塩崎 邦生

記述年月日：令和 7 年 8 月 2 日

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労・ <u>使</u> 側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。
- 改正の必要性はないと考えます。

- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2024年暦年の国内新車販売台数（全需）は認証不正問題で一時生産中止となった影響もあり、前年7.5%マイナスの442万台となった。その後、回復基調にはあるが、少子高齢化の進展、生活様式の変化、若年層の車離れなど全需の拡大は見込めない。

一方で、物価高や賃上げを要因とする固定費増、EV化インフラ投資増、保有台数減少に伴う、整備売上減など経営環境は厳しさを増している。原材料費や労務費増加を価格転嫁出来ない企業も相当数あることも考慮すべき。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2025年春闘のマツダ労連販売部門解決状況は、7月2日現在、賃金改善分5,976円（2.2%）

定期昇給分を含むと9,594円（3.8%）と物価高騰、優秀な人財確保の観点から各社で経営体力を考慮した賃上げが実施されている。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

消費者物価指数は上昇（大阪市消費者物価指数（総合）は、42ヶ月連続上昇だが

全国内、近畿圏内と比較しても賃金水準は高く、生活水準維持は可能である。

④ その他

地域内最低賃金の平均は2024年で1,055円、引き上げ率5.1%と産業の優位性を目的とする特定最低賃金は困難な状況で、地域内最低賃金引き上げ議論に左右される状況であり、昨年も同額で結審している状況で、引き上げる必要はなく、設定の是非を議論すべきである。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 馬場 佳生

記述年月日：令和 7 年 8 月 4 日

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労（使）側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要性は無いと考えます

- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2024年暦年の自動車販売台数は対前年92.5%（自販連）、コロナ前2021年に対しても下回っている状況。また、少子高齢化などによる顧客層の変化や、カーシェアリングやMaaSなど自動車の所有から共同利用へと価値観が変化しており、経営の不透明感は以前にも増している。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

昨年、今年と中小企業平均で4%以上、10,000円を超える賃上げを実施。今年度においても在阪ディーラー各社とも経営体力の許す限りの賃上げを実施しています。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2025年6月の消費者物価総合指数は3.3%上昇（総務省）とされているが、昨年、今年と連続して高い賃上げ（4%以上）と賞与支給を実施しており、大阪府最賃についても物価上昇に対応できる高い水準を継続しているものと判断します。

④ その他

2023年、2024年と連続で中小企業の平均賃上げ率を上回る最賃改定率で推移し、今年についても、中小企業平均賃上げ率4.65%を上回る最賃改定率が見込まれており、あえて特定最賃の必要性は無くなってきているものと考えます。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 日産大阪販売(株) 山形 正典

記述年月日：令和 年 月 日

令和6年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,114円 (令和6年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄 鋼 業	1,120円 (令和6年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,119円 (令和6年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。	
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。

どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター** TEL:0570-099-660



(4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター** : 0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和7年6月6日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:509組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

□ 妥結額 15,948円(前年:14,578円)

□ 賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、妥結額は16,000円に迫る水準、賃上げ率は5%を超える水準となっている。
- 企業規模別では、「300～999人」「1,000人以上」の規模において妥結額が15,000円を、賃上げ率が5%を超えている。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた668組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな509組合(163,943 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・石破総理は、令和 7 年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を2020年代に全国平均 1,500 円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和6年11月28日に公表した「2025 春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものではならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつろう！賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和7年1月7日の経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023 年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024 年はそれが大きく「加速」した年となった。2025 年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約7割を雇用する中小企業と、約4割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和7年1月 23 日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月中旬までに要求書を提出、3月12日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2025 春季生活闘争の方針と課題）」 (令和 6 年 12 月) ・「未来づくり春闘」を掲げたこの 3 年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。 ・この 3 年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることでスピードアップをはかる必要がある。 ・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることがめざす必要がある。 ・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分 3 %以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 5 %以上 ・中小労組などは格差是正分 1 %以上を加え 18,000 円以上、6 %以上を目安。 ・雇用形態間格差是正の観点から経験 5 年相当で時給 1,400 円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に時給 1,250 円以上で締結。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「25 国民春闘方針」 (令和 7 年 1 月) 〈基本的な考え方〉 ・2024 年 8 月消費者物価指数は、4 年前の 109.1%、前年比 3.0%増、食品、電気代、日常消耗品費は 4 年前の 1.2 倍。 ・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わせられ総額人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。 ・大企業・投資家・富福層の富は増大し続けている。法人企業統計によると内部留保は 539.3 兆円と過去最大を更新。2012 年と比べると 200 兆円以上も増加している。 ・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ：月 32,000 円以上、時給 200 円以上(10%以上) ・企業内・産业内最低賃金：月 225,000 円以上、時給 1,500 円以上	○経団連「2025 年版経営労働政策特別委員会報告」（令和 7 年 1 月） 〈連合「2025 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025 闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むこと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がり」と格差是正「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。 ・また、2024 闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025 年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。 ・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の 7 割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。 一方で「18,000 円・6 %以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。 〈基本的な考え方〉 ・2023 年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。 ・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金（基本給）や初任給、諸手当、賞与・一時金（ボーナス）など多様な方法・選択肢について、企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切な方法を見出し実行することが必要。 ・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想いは 2025 年の春季労使交渉・協議においても共通認識とすべき。 ・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 15,948 円(前年:14,578 円)、賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%を超える水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、11,349 円（対前年比:432 円増、4.0%増）

「300 から 999 人」が、15,651 円（対前年比:1,337 円増、9.3%増）

「1,000 人以上」が、16,486 円（対前年比:1,469 円増、9.8%増）

となり、全ての規模で前年より増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

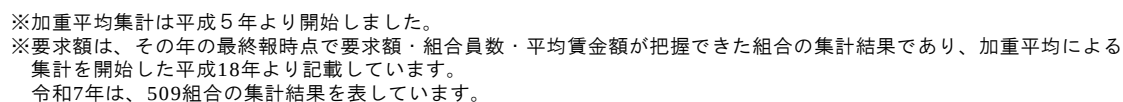
産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 18,016 円、非製造業の妥結額平均が 13,706 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(15,948 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「輸送用機械器具(21,343 円)」、「機械器具(20,462 円)」、「非鉄金属(18,713 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(10,838 円)」、「卸売・小売業(12,763 円)」、「電気機械器具(14,220 円)」等となりました。

【加重平均】

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412
521	18,055
481	19,720



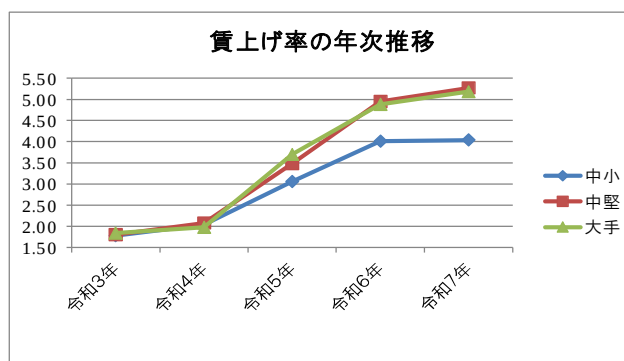
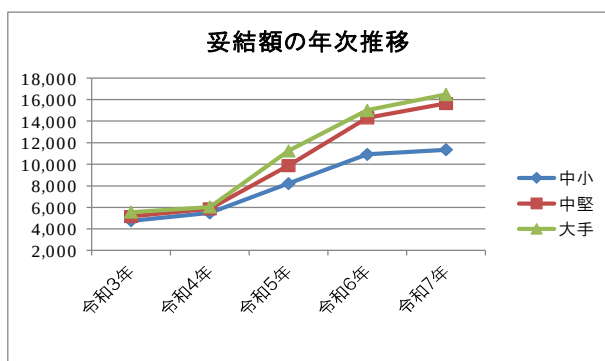
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	305,463	7,152	2.34
	30～99人	89	275,829	9,757	3.54
	100～299人	120	281,516	11,851	4.21
299人以下		235	280,946	11,349	4.04
300～999人		111	297,207	15,651	5.27
1,000人以上		163	318,089	16,486	5.18
総平均		509	311,876	15,948	5.11

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34
	30～99人	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54
	100～299人	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21
299人以下		4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04
300～999人		5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27
1,000人以上		5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:509組合)【加重平均】

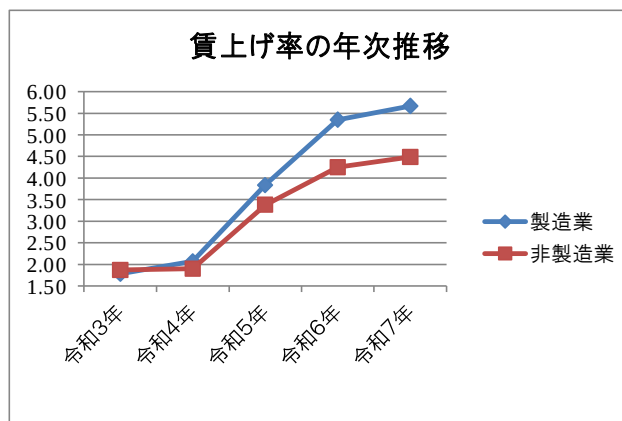
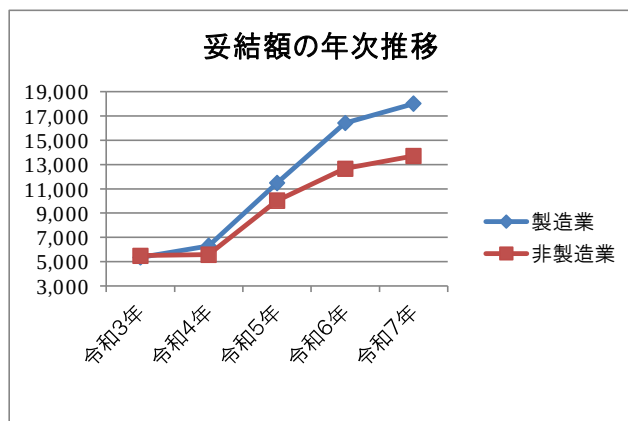
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		509	163,943	311,876	15,948	5.11	19,720
製造業	製造業平均	342	85,264	317,768	18,016	5.67	20,523
	食料品・たばこ	29	4,277	317,861	16,805	5.29	17,936
	繊維、衣服	25	4,690	320,168	16,556	5.17	18,667
	木材、家具・装備品	4	865	296,182	17,576	5.93	20,489
	パルプ・紙・紙加工品	7	603	310,796	17,552	5.65	19,241
	印刷・同関連	7	2,336	287,802	11,339	3.94	20,946
	化学	47	6,486	346,140	16,846	4.87	20,895
	石油・石炭製品	2	340	309,688	18,848	6.09	18,883
	プラスチック製品	3	536	273,337	6,038	2.21	14,828
	ゴム、皮革製品	2	117	229,075	13,436	5.87	10,297
	窯業・土石製品	3	278	251,672	8,898	3.54	12,139
	鉄鋼	37	7,984	306,471	18,268	5.96	20,684
	非鉄金属	18	4,723	333,086	18,713	5.62	20,173
	金属製品	48	10,068	277,395	15,558	5.61	18,838
	機械器具	73	24,501	333,398	20,462	6.14	22,619
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	7,400	2.50	7,600
	電気機械器具	10	2,591	295,584	14,220	4.81	18,292
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75	23,400
	輸送用機械器具	17	12,219	324,712	21,343	6.57	21,890
	その他の製造	8	2,630	305,083	8,099	2.65	12,438
非製造業	非製造業平均	167	78,679	305,491	13,706	4.49	18,600
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利						
	建設業	12	4,609	316,638	14,849	4.69	20,782
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,281	312,741	10,838	3.47	15,888
	うち、通信・放送	1	398	252,722	18,500	7.32	21,000
	うち、情報サービス	2	25	390,257	10,860	2.78	17,127
	うち、情報制作(出版等)	14	858	338,323	7,283	2.15	13,481
	運輸業・郵便業	56	31,446	303,652	14,359	4.73	19,016
	うち、私鉄・バス等	18	23,488	305,706	15,020	4.91	20,402
	うち、道路貨物輸送	18	5,043	319,953	10,516	3.29	15,505
	うち、郵便業						
	うち、その他	20	2,915	258,909	15,674	6.05	20,781
	卸売・小売業	50	32,584	310,699	12,763	4.11	17,842
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	310,288	18,713	6.03	20,443
	うち、金融・保険業	1	9	395,000	24,490	6.20	27,650
	うち、不動産業	2	798	309,333	18,648	6.03	20,361
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	241,389	10,976	4.55	20,500
	飲食店、宿泊業	4	910	270,939	16,699	6.16	17,144
	生活関連サービス業、娯楽業	3	38	292,058	11,964	4.10	16,202
	医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	283,614	8,351	2.94	30,857
	うち、教育・学習支援業	3	97	240,238	8,894	3.70	17,588
	うち、医療・福祉	2	218	302,914	8,110	2.68	36,761
	複合サービス事業、サービス業	15	6,632	285,300	14,271	5.00	19,660
	うち、複合サービス事業	5	3,769	243,364	13,322	5.47	18,896
	うち、自動車整備・機械修理	1	74	206,445	10,000	4.84	18,575
	うち、賃貸・広告業	1	202	320,837	21,738	6.78	21,738
	うち、その他	8	2,587	345,877	15,194	4.39	20,642

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな481組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67
非製造業	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和7年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
第1報	3月31日	626組合	611組合	203組合	206組合	105組合	117組合
		24,567円	21,435円	14,571円	14,231円	16,177円	16,817円
第2報	4月21日	733組合	743組合	511組合	472組合	366組合	326組合
		23,753円	21,244円	12,433円	11,469円	14,552円	13,623円
第3報	5月16日	760組合	779組合	597組合	576組合	471組合	440組合
		23,543円	21,106円	12,375円	12,056円	13,760円	13,726円
最終報	6月6日	782組合	804組合	671組合	683組合	668組合	678組合
		23,319円	20,950円	12,314円	12,034円	12,356円	12,095円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	125組合	年間一時金	1,463,225円
	281組合	夏季一時金	713,740円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和7年6月12日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

【全体結果】(表1)

項目	令和7年	令和6年	対前年比
妥結額	16,056円	14,729円	1,327円増 (9.0%増)
賃上げ率	5.14%	4.83%	0.31ポイント増

【注】最終報(6月6日公表)の509組合(妥結額15,948円:賃上げ率5.11%)のうち今年、前年の妥結額が把握できた466組合による比較

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を上回っている。
- すべての企業規模で前年を上回っている。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を上回っている。

また、製造業では8割弱の業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月26日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた509組合のうち、前年の妥結額についても把握できた466組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:466組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,056円(前年:14,729円)が、対前年比1,327円増・9.0%増となり、前年を上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比 722 円増・6.6%増 (令和7年:11,610 円 令和6年:10,888 円)

「300 から 999 人」が、対前年比 1,778 円増・12.5%増 (令和7年:16,042 円 令和6年:14,264 円)

「1,000 人以上」が、対前年比 1,303 円増・8.6%増 (令和7年:16,479 円 令和6年:15,176 円) となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和7年	令和6年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	20	8,445	6,865	1,580	23.0	
	30～99人	80	10,312	9,290	1,022	11.0	
	100～299人	112	11,965	11,327	638	5.6	
299人以下		212	11,610	10,888	722	6.6	↗
300～999人		97	16,042	14,264	1,778	12.5	↗
1, 000人以上		157	16,479	15,176	1,303	8.6	↗
全体加重平均		466	16,056	14,729	1,327	9.0	↘
全体単純平均(参考)			13,577	12,874	703	5.5	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 18,271 円(対前年比 1,486 円増、8.9%増)、非製造業が 13,737 円(対前年比 1,161 円増、9.2%増)となりました。

製造業では、19 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位 2 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7		全体の8割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7		全体の6割強にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0		全体の8割弱にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲6,638	▲26.7		全体の5割強にあたる組合が前年よりマイナス妥結しており、全体としてもマイナスとなっているが、妥結額の平均は製造業全体とほぼ同水準であり、同業種が不調とまでは評価し難い。
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲622	▲4.6		全体の6割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。なお、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、全体平均を押し下げ、結果として前年比マイナスとなっている。

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	318	81,212	18,271	16,785	1,486	8.9	↗
食料品・たばこ	27	4,255	16,830	16,742	88	0.5	⇒
繊維、衣服	25	4,690	16,556	15,004	1,552	10.3	↗
木材、家具・ 装備品	4	865	17,576	14,353	3,223	22.5	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	6	497	18,519	16,573	1,946	11.7	↗
印刷・同関連	6	1,804	13,791	8,586	5,205	60.6	↗
化学	44	5,942	16,941	14,789	2,152	14.6	↗
石油・石炭製品	2	340	18,848	3,158	15,690	496.8	↗
プラスチック製品	3	536	6,038	10,549	▲ 4,511	▲ 42.8	↘
ゴム、皮革製品	2	117	13,436	5,998	7,438	124.0	↗
窯業・土石製品	2	228	9,753	8,098	1,655	20.4	↗
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲ 26.7	↘
非鉄金属	17	4,693	18,765	17,194	1,571	9.1	↗
金属製品	44	9,650	15,780	14,985	795	5.3	↗
機械器具	68	23,056	20,713	20,415	298	1.5	↗
電子部品・ デバイス	1	10	7,400	4,012	3,388	84.4	↗
電気機械器具	9	2,548	14,342	13,441	901	6.7	↗
情報通信 機械器具	1	10	15,400	15,400	0	0.0	—
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	↗
その他の製造	6	2,548	7,849	13,857	▲ 6,008	▲ 43.4	↘

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	148	77,587	13,737	12,576	1,161	9.2	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利							↘
建設業	10	4,362	14,725	13,149	1,576	12.0	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	↗
うち、通信・放送	1	398	18,500	15,000	3,500	23.3	↘
うち、情報サービス	2	25	10,860	13,331	▲ 2,471	▲ 18.5	
うち、情報制作(出版等)	14	858	7,283	6,604	679	10.3	
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	↗
うち、私鉄・バス等	18	23,488	15,020	11,496	3,524	30.7	↘
うち、道路貨物輸送	14	4,837	10,497	8,327	2,170	26.1	
うち、郵便業							
うち、その他	19	2,880	15,804	17,249	▲ 1,445	▲ 8.4	
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲ 622	▲ 4.6	↘
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	18,713	18,309	404	2.2	↗
うち、金融・保険業	1	9	24,490	19,722	4,768	24.2	↘
うち、不動産業	2	798	18,648	18,294	354	1.9	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	2	57	10,976	12,842	▲ 1,866	▲ 14.5	↘
飲食店、宿泊業	3	701	16,430	14,926	1,504	10.1	↗
生活関連サービス業、娯楽業	3	38	11,964	11,522	442	3.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	8,351	7,154	1,197	16.7	↗
うち、教育・学習支援業	3	97	8,894	4,847	4,047	83.5	↘
うち、医療・福祉	2	218	8,110	8,181	▲ 71	▲ 0.9	
複合サービス事業、サービス業	12	6,542	14,331	12,713	1,618	12.7	↗
うち、複合サービス事業	5	3,769	13,322	10,353	2,969	28.7	↘
うち、自動車整備・機械修理							
うち、賃貸・広告業	1	202	21,738	19,571	2,167	11.1	
うち、その他	6	2,571	15,228	15,635	▲ 407	▲ 2.6	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。